

令和8年度
介護サービス事業者講習会

春日井市

目 次

○ はじめに

○ お知らせ

1	介護サービス事業者への指導・監査・・・・・・・・・・	P 1
2	介護報酬改定・・・・・・・・・・	P 9
3	各種手続き（変更届・加算届等）・・・・・・・・・・	P 11
4	介護サービス事業者による高齢者虐待防止・・・・・・・・	P 16
5	身体的拘束等の取組に対する適正化・・・・・・・・・・	P 19
6	事故発生時の対応・・・・・・・・・・	P 21
7	ケアプラン点検・・・・・・・・・・	P 25
8	災害対応・・・・・・・・・・	P 28
9	介護サービス情報の公表・・・・・・・・・・	P 30
10	研修・講習会のお知らせ・・・・・・・・・・	P 31
11	外国人の方のための学習用コンテンツ等について・・	P 32
12	要介護・要支援認定更新申請開始日の受付手順・・	P 34
13	社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度・・	P 35
14	介護保険施設における負担限度額認定・・・・・・・・	P 35
15	かすがいねっと連絡帳の利活用・・・・・・・・・・	P 36

はじめに

介護サービス事業者の皆様へ

日頃から、当市の介護保険事業の運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

皆様におかれましては、日々のお忙しい業務に加え、感染症への対策や介護報酬改定への対応にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、この度の介護サービス事業者講習会は、「介護保険施設等の指導監督について（令和4年3月31日老発0331第6号厚生労働省老健局長通知）」における介護保険施設等指導指針に基づく集団指導として、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図ることを目的としています。

この資料と併せて、法令、国からの各種通知等の情報収集と遵守に努め、介護サービスの質の向上を図るとともに、保険給付の適正化に御協力をいただきますようお願いします。

また、令和6年度介護報酬改定において設けられていた経過措置期間が令和9年3月末に終了し、義務化となる項目や令和8年度介護報酬改定において変更・追加された介護職員等処遇改善加算の取得にあたって注意する項目があります。今一度御確認のうえ、適切なサービスの提供をしていただきますようよろしくお願いいたします。

春日井市 健康福祉部 介護・高齢福祉課

お知らせ

1 市ホームページのページ番号検索

この資料で「春日井市のホームページ」に掲載されている情報は、トップページ「<https://www.city.kasugai.lg.jp/>」から、指定された「ID」の番号を入力、検索して閲覧すると便利です。



ページIDを入力し検索

2 メールアドレスの報告

市では介護保険に関する情報を、ホームページの他、メールでお知らせすることがあります。

事業所のメールアドレスについては、次の場合には市へ報告いただきますよう御協力をお願いします。

- ・ メールアドレスを報告していない場合
- ・ メールアドレスに変更のあった場合又は廃止した場合

1 介護サービス事業者への指導・監査

1 基本的な考え方

介護サービス事業者には、人員、設備及び運営に関する基準等に適合しているか自主点検を行い、介護サービスの質の向上を目指していくことが求められています。

より良い介護サービスを提供するためには、必要な最低限度の基準に適合することだけにとどまらず、更なる事業運営の改善を図っていただかなければなりません。

当市は、介護サービス事業者が適正な事業運営をしているかを確認し、適正かつ円滑な事業運営を確保するため、次のとおり指導・監査を行います。

2 指導・監査の種類

(1) 集団指導

介護サービス事業者が適正なサービス提供を行うために遵守すべき制度内容の周知徹底等を図ることを主目的に講習等の方法により実施します。

介護サービス事業者講習会は、集団指導に位置付けられます。

(2) 運営指導

事業所に訪問等をして書類の作成状況や事業所内の様子等を確認します。

運営指導には、県と市で行う合同指導と、市のみで行う一般指導があります。

原則実地で行いますが、実地先の状況によりオンライン等を活用して実施する場合があります。

ア 合同指導

合同指導の対象は、県指定サービスです。県職員と市職員が原則事業所に訪問して指導を行います。

なお、県指定サービスに加え、市指定サービスがある場合は、同時に市による一般指導を行う場合があります。

イ 一般指導

一般指導の対象は、市指定サービスの地域密着型事業、総合事業、居宅介護支援及び介護予防支援です。市職員が原則事業所に訪問して指導を行います。

(3) 監査

人員、設備及び運営に関する基準等に違反すると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合に行います。

3 指導の重点項目

(1) 基準等運営体制

ア 人員配置の基準を満たし、適切な介護サービスを提供できる勤務体制が確保されているか。

イ 地震、火災、風水害（土砂災害を含む）等の非常災害に対する業務継続計画（ＢＣＰ）の作成及び訓練を実施しているか。※

ウ 虐待の未然防止の取組みとして、研修の実施、虐待と思われる事態を発見した場合の通報体制等が確保されているか。※

エ 感染症の発生及びまん延等に関する取組みとして指針の整備、研修の実施等がされているか。※

オ 事故発生時の内容を記録し、保険者等へ連絡を行い、従業者間で共有するとともに、事業者全体で原因究明及び再発防止対策を講じているか。

カ 個人情報の管理及び保管は適切に取り扱われているか。

キ ハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じているか。
（令和８年１０月１日からハラスメント対策が強化）

ク 相談室等、介護サービスに必要な設備の用途が保たれているか。

※ 令和６年４月１日から義務化。

(2) 介護サービス実施状況

ア 管理者及び職員の資質向上のため研修を実施しているか。

イ 利用者や家族の希望、課題に適合したサービス計画を作成しているか。また、サービス担当者会議を適切な時期に関係者の意見を踏まえて行っているか。

ウ 自立支援及び重度化防止に資する計画を作成するために、他職種との連携がなされているか。

エ 日常生活に要する費用の徴収にあたって、不適切な徴収が行われていないか。

オ 生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わず、虐待や身体拘束の廃止に向けた取組みがなされているか。

(3) 介護報酬請求

ア 算定条件を満たした上で適正に介護報酬を請求しているか。

（令和８年６月から介護職員等処遇改善加算の加算区分、要件が変更）

イ サービス提供にあたり計画書が事前に適正に作成されているか。

4 機動的な対応

従業者等による虐待が疑われる場合や、利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ないと判断した場合等は、事前の通知を行うことなく、現場の状況に応じて、機動的に運営指導又は監査を行います。

5 令和7年度の運営指導及び監査

(1) 運営指導実施件数（実施期間：6月6日～3月19日）

	実施 事業所	指摘事項	
		指摘事業所	指摘件数
居宅介護支援 介護予防支援	42	36	149
地域密着型サービス 総合事業	73	62	348
合計	115	98	497

(2) 運営指導の状況

ア 居宅介護支援・介護予防支援（指摘事業所数 36 件 指摘件数 149 件）

	指摘事項	指摘件数
(ア)	内容及び手続きの説明及び同意	27
(イ)	勤務体制の確保等	25
(ウ)	サービスの具体的取扱方針	18
(エ)	業務継続計画の策定等	17
(オ)	人員の適切な配置等	13
(カ)	運営規程	12
(キ)	その他	37

(ア) 内容及び手続きの説明及び同意

- ・ケアプランや契約書等の同意について日付の整合性が取れないケース。
例：署名の日付がサービス開始後となっており、やむを得ない正当な理由が確認できなかったもの。
- ・個人情報の利用について、本人及び家族から同意を得ていなかったケース。
- ・ターミナルケアマネジメントを受けることについて、事前に利用者又はその家族に同意を得ていなかったケース。
- ・重要事項の説明において、第三者評価の実施状況が説明されていなかったケース。

(イ) 勤務体制の確保等

- ・事業主は職場におけるハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられているが、その措置がされていなかったケース。事業主が講ずべき措置の具体的内容は次のとおり。
 - ① 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。
 - ② 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談窓口を労働者に周知すること。
- ・研修計画及び実施記録等の作成が不十分で、介護支援専門員の資質向上のための研修の機会を確保できていなかったケース(特定事業所加算及び運営基準に係るもの)。
- ・介護支援専門員等の法定研修を勤務時間として取り扱わなかったもの。事業主が講ずべき措置の具体的内容は次のとおり。
 - ① 研修時間については、使用者の明示的な指示に基づいて行われる場合は、労働時間とすること。
 - ② 使用者の明示的な指示がない場合であっても、研修を受講しないことに対する就業規則上の制裁等の不利益な取り扱いがあるときや、研修内容と業務の関連性が強く、それに参加しないことにより本人の業務に具体的な支障が生ずるなど実質的に使用者から出席の強制があると認められるときなどは、労働時間とすること。

(ウ) サービスの具体的取扱方針

- ・アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議、モニタリング等の記録の不足不備、医療サービス利用時に主治医等から意見を求めておらず、計画書の交付が行われていない等、一連のケアマネジメント業務に不備や不足があったケース。

(エ) 業務継続計画の策定等

- ・計画や研修・訓練の実施記録が作成されていなかったケース
- ・運営法人が作成した共通の内容となっており事業所個別の実態に合わせた検討がされていなかったケース。

(オ) 人員の適切な配置等

- ・管理者が雇用契約書、辞令等で明確に定まっていなかったケース。

- ・居宅介護支援事業所の管理者が訪問サービスを提供する従事者を兼務しており、当該事業所の管理業務に支障があると考えられたケース。

※ 管理者自身が速やかに当該事業所又は利用者の居宅に駆け付けることができない体制となっている場合は支障があると考えられる。

(カ) 運営規程

- ・運営規程と重要事項説明書との整合性が取れていなかったケース。
- ・変更届が提出されていなかったケース。

(キ) その他

- ・重要事項についてウェブサイトに掲載されていなかったケース。
- ・苦情に関して記録されていなかったケース。
- ・従業者に対する秘密保持の誓約書が整備されていなかったケース。
- ・虐待防止、感染症の予防及びまん延の防止について、指針の整備、研修・訓練等の実施がされていなかったケース。

イ 地域密着型サービス・総合事業（指摘事業所数 62 件 指摘件数 348 件）

	指摘事項	指摘件数
(ア)	内容及び手続きの説明及び同意	65
(イ)	勤務体制の確保等	51
(ウ)	業務継続計画の策定等	27
(エ)	加算関係	27
(オ)	地域との連携等	19
(カ)	人員の適切な配置等	17
(キ)	運営規程	15
(ク)	虐待の防止等	15
(ケ)	衛生管理等	11
(コ)	非常災害対策	10
(サ)	サービスの具体的取扱方針	9
(シ)	その他	82

(ア) 内容及び手続きの説明及び同意

- ・重要事項の説明において、第三者評価の実施状況が説明されていない、

重要事項説明書の内容の不備（運営規程との不整合等）、個人情報の同意を利用者の家族から得ていない等、契約時の手続きが適切に行われていなかったケース。

- ・利用者等の個人情報の利用について家族からの同意を取っていなかったケース。

（イ）勤務体制の確保等

- ・事業所において、勤務時間や兼務状況等、人員基準を満たしていることが確認できる書類（勤務形態一覧表・雇用契約書・資格者証・タイムカード等）の整備が不十分であったケース。
- ・ハラスメント防止のための雇用管理上の措置がされていなかったケース
- ・認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていなかったケース。

（ウ）業務継続計画の策定等

- ・内容が事業所個別の実態に合わせて検討がされていなかったケース。
- ・研修や訓練の実施記録が確認できなかったケース。

（エ）加算関係

- ・加算に係る記録や書類の整備等について不十分であったケース。
 - ① 介護職員等処遇改善加算関係
 - ・支払いが確認できる書類の整備
 - ・従業員への周知
 - ・職員の資質向上のための研修の機会を確保ための研修計画及び実施記録等の作成
 - ・職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等による公表（加算Ⅱ以上を取得する場合）
 - ② サービス提供体制強化加算関係
 - ・要件の確認に必要な従業員の資格を証する書類の整備
 - ・職員の割合の算出が誤っている
 - ③ 入浴介助加算関係
 - ・研修の実施記録の作成
 - ④ 口腔衛生管理体制加算関係
 - ・歯科医師等の技術的助言及び指導に基づいた、利用者の口腔ケア・

マネジメントに係る計画の作成

⑤ 口腔・栄養スクリーニング加算関係

- ・介護報酬の解釈に定められた様式を用いた6月毎の各利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングの実施

(オ) 地域との連携等

- ・運営推進会議を定期的に実施していなかったケース。
- ・運営推進会議の記録を公表していなかったケース。

(カ) 人員の適切な配置等

- ・訪問介護員等が常勤換算で2.5人以上を満たしていないなど、従業員の必要員数が不足していたケース。
- ・管理者が兼務を行うにあたり、雇用契約書や辞令等で兼務内容が明らかにされていなかったケース。
- ・管理者が兼務を行うにあたり、管理者としての勤務時間が少なく、当該事業所の管理業務に支障があると考えられるケース。

※ 管理者が兼務を行う場合、管理業務に支障が出ないことが前提となります。管理業務に支障がない場合、当該事業所の他の職務への従事や、同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務での従事が可能です。その際、同一敷地内の事業所等ではなくても差し支えはありません。

(キ) 運営規程

- ・重要事項説明書との整合性が図れていなかったケースや、事業所の最新の情報が反映されていなかったケース。

(ク) 虐待の防止等

- ・虐待防止のための委員会開催、従業者周知、指針整備がされていなかったケース。

(ケ) 衛生管理等

- ・感染症の予防及びまん延防止委員会開催、指針の整備がされていなかったケース。
- ・委員会の開催結果が従業員へ周知されていなかったケース。

(コ) 非常災害対策

- ・非常災害に関する具体的計画が立てられていなかったケース。
- ・避難訓練の実施やその記録が残されていなかったケース。

(サ) サービスの具体的取扱方針

- ・アセスメントやモニタリング等が不十分又は未実施だったケース。
- ・個別サービスの計画の内容とサービス提供に相違が見られたケース。

(シ) その他

- ・利用者等の秘密の保持のために従業者に対し必要な措置を講じていなかったケース（秘密保持誓約書等）。
- ・各書類の記載漏れや整理がきちんとされていなかったケース。
- ・サービス計画を未作成のままサービス提供されていたケース。

※ サービス計画未作成、利用者の同意のない状態でサービス提供を行った場合、介護報酬の返還の対象となる場合があります。

6 モニタリングの適切な実施について

居宅介護支援事業所等において定期的に実施するモニタリングは、居宅サービス計画の実施状況（被保険者への継続的なアセスメントを含む）を把握するものです。モニタリングの結果、被保険者の状態から要介護状態区分が適当でないと考えられる場合には、区分変更の提案や申請を行っていただくことが必要となります。

認定有効期間が最長で4年間となったことで、当初の認定申請時と認定有効期間満了に伴う更新申請時の被保険者の状態像が大きく乖離することがあります。その間、区分変更申請が行われていない場合、更新後の要介護状態区分が大きく変更となり、被保険者がその判定に納得できないといった事態が起こります。

事業者の皆様におかれましては、モニタリング時に把握した内容を踏まえ、区分変更申請やケアプランの見直しの検討等適切な対応をいただきますようよろしくお願いいたします。

2 介護報酬改定

1 報酬改定による経過措置が終了するもの

令和6年度報酬改定により次の事項については、経過措置が設けられていましたが、令和9年3月31日をもって経過措置が終了します。

(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

事業者は、施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催することが義務付けられています。

委員会の開催にあたっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましいです。

ア 対象サービス

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護

イ 必要な措置

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催する。

生産性向上に資する取組にあたっては、次の情報も参考にしてください。

○厚生労働省ホームページ

「介護分野における生産性向上ポータルサイト」

<https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/index.html>

「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>

(2) 協力医療機関との連携

施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ要件を満たす協力医療機関を定めることが義務付けられています。

ア 対象サービス

地域密着型老人福祉施設入所者生活介護

イ 必要な措置

次の各要件を満たす協力医療機関を定める。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各要件を満たすこととしても差し支えない。

- (ア) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (イ) 診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (ウ) 入所者の病状が急変した場合等において、医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

(3) 居宅介護支援事業所の管理者要件

居宅介護支援事業者は、居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者をおくことが義務付けられています。当該管理者は、主任介護支援専門員である必要があります。

ア 対象サービス

居宅介護支援事業所

イ 必要な措置

居宅介護支援事業所ごとに、主任介護支援専門員である常勤の管理者をおく。

2 令和8年度介護報酬改定（令和8年度分介護職員等処遇改善加算）

令和8年6月から介護職員等処遇改善加算の加算区分が変更となっています。ケアプランデータ連携システム（厚生労働省がケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認めたものを含む。）を利用することを条件として加算を算定する場合は、次の条件に留意してください。

(1) 留意事項

ケアプランデータ連携システムへ加入し、令和9年3月末までに利用した上で、実績報告書においてケアプランデータ連携システムの利用実績について報告すること（利用実績がない場合は当該区分での算定不可）。

(2) 対象となる場合

- ・加算区分Ⅰ（ロ）又はⅡ（ロ）を取得する場合
- ・令和9年3月末までに各加算の要件を満たすことを誓約したものがある場合
- ・居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所のうち、処遇改善加算の算定に当たって処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件を満たさない場合

3 各種手続き（変更届・加算届等）

1 電子申請・届出システムを利用した届出

令和8年2月から国の電子申請・届出システムによる受付を開始しました。

申請・届出の電子化は介護保険法施行規則第165条の7で規定されており、令和9年4月1日以降は、原則国の電子申請・届出システムにより申請・届出を行っていただくこととなります。

※ 令和9年4月1日以降は従来の郵送や持参による申請・届出は原則不可となります。

2 変更届

(1) 届出期限

介護サービス事業者は、介護保険法、春日井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める事項に変更があった場合には、10日以内に届け出てください。

提出が必要な書類は、市ホームページ【ID 1038538】において、サービス種類別に添付書類一覧表がありますので、確認のうえ提出をお願いします。

(2) 法人に関する変更の注意

法人に関する変更の場合は法人単位で届け出てください。

同一法人で複数の指定事業所がある場合は事業所一覧を添付してください。

(3) 加算算定を受ける際の変更届

体制を整備することによる加算要件を満たし、加算要件を満たすための人員等の変更が伴う時には、「2 加算届」の期日までに「変更届」の提出をしてください。

(4) 運営規程に変更があった場合の届出

運営規程に変更があった場合には、変更後10日以内に届け出てください。

実人員を記載した「従業員の員数の変更」に係る変更届について、次の条件のいずれにも該当する場合は、前年6月1日と当年6月1日を比較した従業員の員数の変更内容を提出してください。

この場合は、1年に1回、当年6月1日から6月30日までに提出してください。

ア 従業員の員数変更が加算の算定体制に影響がないこと

イ 次の職種の変更でないこと

(ア) 管理者

(イ) 介護支援専門員

(ウ) 計画作成担当者

(エ) 社会福祉主事

- (オ) オペレーター
 (カ) 訪問事業責任者
 (キ) サービス提供責任者
 (詳細は、市ホームページ【ID 1037775】を確認してください。)

3 加算届

(1) 算定の届出時期と開始時期

サービスの種類	届出期限	算定の届出時期と開始時期
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 居宅介護支援 介護予防支援 介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業	加算算定月の <u>前月15日まで</u> に届出が必要	加算算定月の前月15日以前に 届出をした場合 ⇒ <u>届出月の翌月から</u> 加算算定月の前月16日以降に 届出をした場合 ⇒ <u>届出月の翌々月から</u> 例) 6月15日に届出 ⇒7月1日算定開始
認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	加算算定月の <u>初日までに</u> 届出が必要	初日に届出をした場合 ⇒ <u>届出月から</u> 初日以外に届出をした場合 ⇒ <u>届出月の翌月から</u>

(2) 介護職員等処遇改善加算

- ア 計画書は、法人単位で提出してください。
- イ 施設・事業所別個表（様式2-2、2-3）について、当市で指定を受けている事業所すべてを記載して提出してください（提出する前に、算定月やサービス種別、単価の確認をお願いします。）。
- ウ 算定月の前々月の末日までに届出をする必要があります。
- エ 実績報告書は、計画書事業年度における最終の加算の支払いがあった月の2か月後の末日までに提出してください。
- （詳細は、市ホームページ【ID 1037154】を確認してください。）

(3) 科学的介護情報システム（LIFE）関連加算

現在、厚生労働省が運用しているLIFEを利用している各事業所・施設において、LIFE関連加算を継続して算定するためには令和8年5月11日から7月31日までの間に（公社）国民健康保険中央会が運用するLIFEへの移行作業が必要となります。

○介護保険最新情報Vol.1484、1495

<https://www.mhlw.go.jp/content/001677729.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/001696866.pdf>

○厚生労働省ホームページ「科学的介護情報システム（LIFE）について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html

「5 LIFE説明会動画・資料」に移行作業に関する説明動画掲載があります。

4 地域密着型(介護予防)サービス事業及び介護予防支援事業の指定について

地域密着型(介護予防)サービス事業及び介護予防支援事業の指定にあたっては、地域包括支援センター運営等協議会で関係者の意見を反映する必要があることから、令和8年度は指定受付を次のとおりとしています。

○令和8年度の指定年月日及び申込期限

※ 申込期限は現在の予定であるため変更となる場合があります。最新の申込期限については、介護・高齢福祉課へお問い合わせください。

	第1回	第2回	第3回	第4回
指定年月日	令和8年 8月1日	令和8年 12月1日	令和9年 2月1日	令和9年 4月1日
申込期限	令和8年 5月29日(金)	令和8年 9月30日(水)	令和8年 11月30日(月)	令和9年 1月29日(金)

5 届出書の様式

指定・変更・廃止など各種届出書様式は市ホームページ【ID 1038538】に掲載していますので御利用ください。

各種様式は、国から示される基準、解釈通知等により一部内容を変更する場合がありますため、届出をする都度、市ホームページにて最新のものをダウンロードしていただきますようお願いいたします。

6 業務管理体制の届出について

介護サービス事業者には、介護保険法に規定する法令遵守等の義務の履行の確保のため、業務管理体制の整備及び行政機関への届出が義務付けられています。整備内容、届出先の行政機関は事業者の規模(事業所数)、事業展開地域に応じて異なります。詳細は市ホームページ【ID 1037777】をご確認ください。

なお、春日井市への届出が必要な事業者は、地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行い、指定事業所が春日井市にのみ所在する事業者となります。

介護事業所の指定申請等の 「電子申請届出システム」による受付について！

厚生労働省では、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請届出を簡易に行うことができるよう、「電子申請届出システム（以下、本システム）」を令和4年度下半期より運用開始しています。春日井市でも、令和8年2月から「電子申請届出システム」による介護事業所の指定申請等の受付を開始しました。

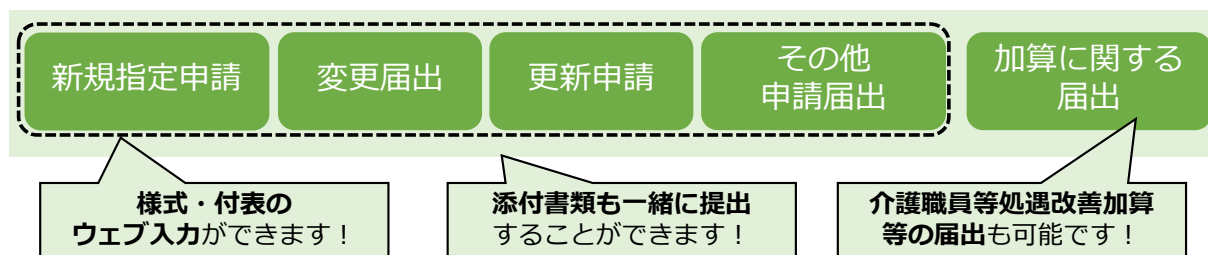
●介護事業所の文書負担軽減につながります



介護事業所

- ✓ オンライン上の申請届出により、郵送や持参等の手間が削減されます
- ✓ 複数の申請届出を本システム上で行うことができます
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、書類の作成負担が大きく軽減されます
- ✓ 申請届出の状況をオンライン上でご確認いただけます
- ✓ 上記、削減できた手間・時間を、サービスの質の向上にご活用いただけます

●本システムより受付可能な電子申請・届出の種類



●本システム利用時の画面イメージ

指定権者によって実際の画面とは異なる場合があります。詳細はホームページをご確認ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



登記事項証明書のご提出の際には、法務省「登記情報提供サービス」をご利用ください。

- ✓ 行政機関等へのオンライン申請等の際に、当サービスによって取得した登記情報を登記事項証明書に代えて申請することができるサービスです。

- ✓ ご利用のためには利用登録が必要です。お早めにご登録ください。

<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>



「電子申請届出システム」のご利用のためには、 デジタル庁 gBiz IDの取得が必要です。 お早めにご取得ください！



●本システムは、**gBiz ID（プライム・メンバーのいずれか）よりログイン**いただきます。

gBiz IDは、**法人・個人事業主向け共通認証システム**です。

gBiz IDを取得すると、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログインできます。

本システムのログインの際にも、gBiz IDアカウントをご使用いただきます。

本システムでご利用できるGビズIDのアカウント種類は、「gBiz IDプライム」と「gBiz IDメンバー」のみになります。

【本システムのログイン画面イメージ】



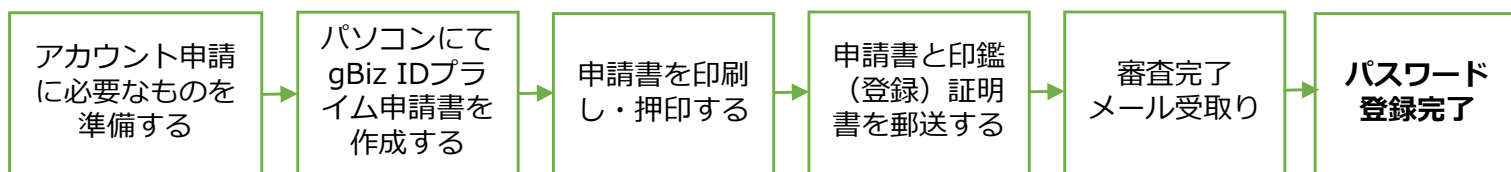
●gBiz ID（プライム）の申請の流れ

本システムの利用のためには、まずgBiz IDプライムの申請が必要です。

（gBiz IDメンバーのアカウントは、gBiz IDプライムが作成します。）

gBiz IDプライムの申請の流れは以下の通りです。

gBiz IDプライムは書類審査が必要であり、**審査期間は原則、2週間以内のため、予めIDを取得しておくことをお勧めします！**



●gBiz IDは電子申請届出システム以外の**省庁・自治体サービスでもご活用**いただけます。

●詳細については**デジタル庁 gBiz IDホームページ（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）**をご参照ください。



4 介護サービス事業者による高齢者虐待防止

1 早期発見・通報

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）では、虐待を受けたと思われる高齢者の生命や身体に重大な危険が生じている場合、発見者に市町村への通報を義務付けているほか、高齢者の福祉に業務上及び職務上関係のある者は、高齢者虐待の早期発見に努めることとされています。

日常業務において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市に相談してください。その際、虐待かどうかの判断は必要ありません。

相談受理後に、老人福祉法又は介護保険法の規定により「立入検査等」を行います。

※ 虐待の通報は、守秘義務より優先します。（高齢者虐待防止法第7条第3項）

※ 市は、通報者を特定するような情報を漏らしてはならないと法律で規定されています。（高齢者虐待防止法第8条）

2 高齢者虐待とは

65歳以上の高齢者に対する養護者及び養介護施設従事者等の次の行為を指します。

虐待の種類	内 容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴行。 例) ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る ・意図的に薬を過剰に服薬させる、身体的拘束等など
介護・世話の放棄、放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待の放置など養護を著しく怠ること。 例) ・入浴しておらず異臭がする、皮膚が汚れている ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境で住まわせる ・高齢者本人が必要とする介護や医療サービスを、相応の理由なく制限し、使わせない
心理的虐待	高齢者に対し脅しや侮辱などの威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、高齢者に対し著しい心理的な外傷を与える言動。 例) ・排泄の失敗等を嘲笑する ・侮辱を込めて子どものように扱う
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。 例) ・懲罰的に下半身を裸にして放置する、本人の合意なく性的な行為を強要する

経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 例) ・日常生活に必要な金銭を渡さない、財産を無断で売却する
-------	--

3 養介護施設従事者等による虐待の通報件数及び認定件数

(1) 相談・通報件数と虐待認定件数

年度 組織等	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	相談・通報 件数	虐待認定 事例	相談・通報 件数	虐待認定 事例	相談・通報 件数	虐待認定 事例
春日井市	11	4	11	3	6	3
愛知県	211	49	263	51	—	—

(2) 令和7年度・通報者内訳

	当該施設 事業所職員	家族	匿名 その他
件数（件）	4	0	2

4 虐待認定事例の具体的内容と発生要因

	内容	発生要因
1	【身体的虐待】 - 入居者の腕を強く抑えてしまったことにより痣ができた。 【介護・世話の放棄・放任】 - 入居者からのナースコールに対応していなかった。 【心理的虐待】 - 正当な理由なく、入居者自身が行っていた口腔ケアを中断させた。	- 支援方針やケア方法等の入所者の処遇に関する情報が共有されていなかったこと。 - 職員の虐待に対する認識が不十分であったこと。
2	【介護・世話の放棄・放任】 入居者からのナースコールに対応していなかった。	- 支援方針やケア方法等の入所者の処遇に関する情報が共有されていなかったこと。 - 職員の虐待に対する認識が不十分であったこと。 - 職員が意見交換できる体制が整っていなかったこと。

3	【身体的虐待】 ・入居者の服を少し引っ張って体勢を整えていた。 【介護・世話の放棄・放任】 ・必要なおむつ交換がされていないことがあった ・必要な人員配置がされておらず、入居者への必要な介護がされなかった。 ・薬を処方通りに服薬させずに破棄した。	・支援方針やケア方法等の入所者の処遇に関する情報が共有されていなかったこと。 ・職員の虐待に対する認識が不十分であったこと。 ・職員が意見交換できる体制が整っていなかったこと。 ・管理者が施設の状況を把握できていなかったこと。
---	---	--

5 事例を通じて考えられる虐待防止対策例

(1) 虐待防止に関する正しい知識と適切な対応

- ・虐待の防止のための研修により、日頃から虐待防止の意識を高める。
- ・チェックリスト等の活用により虐待に繋がる行動をしていないか確認する。
- ・虐待が発生しそうな場面に遭遇した場合の対応方法について、ロールプレイを交えて職員間で意見交換し、対応方法を確認する。
- ・参加しやすい日にちの設定や研修の周知期間を長めに設定する等、職員全員が研修に参加しやすい環境を整える。

(2) 職員の体調管理やストレスケア、怒りのコントロールへの対応

- ・勤務時間、職員配置や業務配分を見直す。
- ・定期的に職員面談を実施する。
- ・アンガーマネジメント（怒りのコントロール）研修を実施する。

(3) 職員間の情報連携の強化

- ・出勤状況を把握し、適切な職員配置が行われるよう職場環境を整える。
- ・利用者情報を共有し特定の職員に負担が偏らないようにする。
- ・情報共有の場を設ける等、相談しやすい環境を整える。

6 虐待防止に関する参考資料

○厚生労働省ホームページ「高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

5 身体的拘束等の取組に対する適正化

1 身体的拘束等とは

身体的拘束等とは「本人の行動の自由を制限すること」です。入所者（利用者）の「生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き」行ってはならず、原則として禁止されています。

なお、「緊急やむを得ない場合」の適正な手続きを経ていない身体的拘束等は、原則として高齢者虐待に該当することから、身体的拘束等を行う場合は慎重な判断が求められます。

2 身体的拘束等となる具体的な行為

身体的拘束等となる具体例は、次のような行為が挙げられます。

あくまでも代表的な行為の例示であり、身体的拘束等の定義ではないことに注意が必要です。

- (1) 一人歩きや転落しないよう、車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 自分で降りられないように、ベッドを綱(サイドレール)で囲む。
- (3) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手装等をつける。
- (4) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (5) 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- (6) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

3 身体的拘束等がもたらす多くの弊害

身体的拘束等は次のような多くの弊害をもたらします。身体的拘束等は高齢者の尊厳を害し、その自立を阻害する等の多くの弊害をもたらすことを認識し常に意識することが必要です。

身体的障害	(1) 関節拘縮、筋力低下、四肢の廃用症候群といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生等の外的弊害 (2) 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下等の内的弊害 (3) 拘束から逃れるために転倒や転落事故、窒息等の大事故を発生させる危険性
精神的弊害	(1) 本人は縛られる理由も分からず、人間としての尊厳を侵害 (2) 不安、怒り、屈辱、あきらめ等の精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発

	(3)拘束されている本人の姿を見た家族に与える精神的苦痛、混乱、罪悪感や後悔
社会的障害	(1)看護・介護職員自身の士気の低下 (2)施設・事業所に対する社会的な不信、偏見を引き起こす (3)身体的拘束等による本人の心身機能の低下は、その人のQOLを低下させるだけでなく、更なる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響を及ぼす

4 緊急やむを得ない場合の対応

本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために「緊急やむを得ない」場合には、例外的に身体的拘束等の実施が認められる場合があります。

【緊急やむを得ない場合の三つの要件】

1	切迫性	本人または他の入所者（利用者）等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
2	非代替性	身体的拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
3	一時性	身体的拘束等その他の行動制限が一時的なものであること

仮に三つの要件を満たす場合にも、次の点に留意し、極めて慎重に行われる必要があります。

- ・三つの要件の確認等の手続を委員会等で組織的に判断し、内容を記録する
- ・本人や家族に目的、理由、時間帯、期間等の詳細な説明し十分な理解を得る
- ・状況を良く観察・検討し、三つの要件に該当しなくなった場合に速やかに解除する

5 記録の作成等

緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の本人の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録する義務があります。

また、特定のサービス事業所においては委員会の開催や指針の作成、研修の開催が義務付けられています。

6 身体的拘束等の適正化に関する参考資料

○厚生労働省ホームページ「高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

6 事故発生時の対応

介護サービス事業者は、「春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」等の規定に基づき、サービスの提供により事故が発生した場合は、保険者及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととなっています。

また、事故発生時の利用者家族等への連絡は、過失の有無にかかわらず、真摯に対応するとともに、賠償をすべき事故である場合には、損害賠償を速やかに行ってくださいようお願いします。

1 報告を要する事故等

- (1) サービス提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生
- (2) 食中毒及び感染症の発生
- (3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事事件等の発生
- (4) その他、報告が必要と認められる事例

2 報告方法

効率的な事故情報の収集、セキュリティの観点から、報告方法を電子申請に変更いたしました。市ホームページ上の外部リンクから申請をしてください。

市ホームページ『事故発生時の対応について』【ID 1024506】

- (1) 事故等の発生後速やかに、遅くとも5日以内に電子申請により報告（第1報）してください。
- (2) その後の状況変化などの経過について、順次報告してください。
- (3) 事故の原因分析や再発防止策等を作成次第、報告してください。

※ 効率的な事故情報の収集等のため、原則市ホームページ上の報告様式を使用してください。

※ 事故報告書の提出をもって第1報とします。電話のみでの報告はご遠慮ください。

※ 電子申請が難しい場合については、メールでの提出も受付いたします。

メール：kaigo@city.kasugai.lg.jp

報告先：春日井市 健康福祉部 介護・高齢福祉課 指導担当

3 応急手当講習

当市では事業所へ指導員を派遣する応急手当講習を実施していますので、積極的に御利用ください。詳細は市ホームページ【ID 1003877】をご確認ください。

令和 7 年度事故報告書集計結果

1 事故報告件数等

	令和 6 年度	令和 7 年度
事故報告件数	540件（1.48件/1日）	503件（1.38件/1日）
報告にかかった平均日数	5.47日	5.02日

報告までの日数は平均すると約 5 日となっていますが、対応から数か月後に提出があった事例もありました。

事故報告書の未提出や提出遅れが原因で、利用者や家族が事業所に対して不信感を持ち、トラブルとなるケースもありますので、速やかな報告に努めてください。

2 サービスごとの事故、発生場所の件数（P24 別表）

介護老人福祉施設の103件が最も多く、次いで介護老人保健施設で77件と昨年同様に入所・入居系の施設における事故が多い結果となりました。事故内容については、概ねのサービスにおいて転倒が最多です。

3 死亡事故

令和 7 年度に収受した死亡事案は 8 件ありました。

	発生月	サービスの種類	時間	場所	年齢	介護度	認知症	原因
1	令和7年 3月	介護老人福祉施設	8：20	居室	80代	介護 5	有	不明
2	4月	短期入所生活介護	18：35	食堂	90代	介護 5	有	誤嚥 窒息
3	5月	認知症対応型共同生活介護	6：00	居室	90代	介護 1	有	腸捻転
4	7月	認知症対応型共同生活介護	9：10	食堂	80代	介護 4	有	不明
5	9月	介護老人福祉施設	14：35	居室	70代	介護 5	有	誤嚥 窒息
6	11月	短期入所生活介護	12：20	食堂	90代	介護 2	有	誤嚥 窒息
7	令和8年 3月	短期入所生活介護	12：17	食堂	80代	介護 1	有	不明
8	3月	住宅型有料老人ホーム	8：20	食堂	80代	介護 4	有	誤嚥 窒息

4 サービスごとの事故の特徴、事例

(1) 通所系サービス

転倒が最も多く、職員が他の利用者対応中などの目を離した隙に発生している事例が多く見受けられました。

送迎に関する事故として、周囲の確認不足等による車両事故や人身事故が発生しています。他にも利用者の自宅を間違えて送迎してしまい、家族によって外にいた利用者が発見された事例もありました。また、過去には送迎車の降車確認が不十分であったことから、一時的に利用者が車内に取残されたという事例もありました。場合によっては生命に関わる事態となりますので、十分に確認体制を整えて安全な送迎を行ってください。

(2) 施設系サービス

居室における転倒・転落が多く発生しています。ベッドから移動する際や車椅子の乗降の際などに事故に至ったケースが多く、夜間の人員が少ない時間帯に事故が発生し、発見までに遅れが生じてしまった事例も見られました。

また、2階に宿泊していた利用者が自分で窓の鍵を開け、2階から転落してしまう事故が発生しました。他にも施設の出入口が施錠されておらず、利用者が施設外に出てしまった離設の事故も発生しています。設備等の管理を適切に行うようにしてください。

5 事故予防に関する参考ホームページ

掲載されている「社会福祉施設の安全管理マニュアル（職員、利用者向けの転倒事故予防）」や「介護老人保健施設 安全推進マニュアル（誤飲・誤嚥の防止、転倒・転落等事故の防止、入浴事故の防止）」には事故予防に関する情報や再発防止策が具体的に記載されています。今後の事故予防の参考にしてください。

○厚生労働省ホームページ『社会福祉施設における労働災害防止対策について』

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123245.html>

○全老健共済会ホームページ『安全推進マニュアル』

https://www.roken.co.jp/useful_info/

令和7年度事故報告書集計(サービスの種類別)

(件)

サービスの種類	件数	合計	種別										再掲	発生場所							不明
			転倒	転落	誤嚥・窒息	誤薬	施設	虐待	その他	死亡	居室	自宅	食堂等共用部	機能訓練室	廊下	トイレ	脱衣室・浴室	駐車場	敷地外	その他	
訪問介護	3	3	2						1		1								1	1	
訪問入浴介護																					
訪問看護																					
訪問リハビリテーション																					
通所介護	40	22	22	3	1				11	3			9	6	1	4	1		3	16	
通所リハビリテーション	5	3	4						1					2		1	1		1		
短期入所生活介護	38	9	27	2	2				1	6	3	16	11		4	2	3			2	
特定施設入居者生活介護	53	15	44	3	1	4			1		39		9		3	1				1	
福祉用具貸与																					
地域密着型通所介護	13	10	7	3					3				1	2		1	1		3	5	
認知症対応型通所介護	3	1	1	1	1				1								1			2	
小規模多機能型居宅介護	13	5	9	1					2	1	2		5		1	2				3	
認知症対応型共同生活介護	61	18	48	1		1	1		5	5	2	30	17		4	5			1	4	
地域密着型特定施設入居者生活介護																					
地域密着型介護老人福祉施設	37	9	24	3					1	9	13		12		2	5	1		1	3	
居宅介護支援事業所	2	2	2																	2	
介護予防支援	2	1							2											2	
介護老人福祉施設	103	14	58	16	5	1			10	13	2	61	22		5	7	4			4	
介護老人保健施設	77	5	60	11					5	1		50	11	1	8	7					
介護療養型医療施設																					
住宅型有料老人ホーム等	53	28	36		4	1	1		8	3	1	30	14		3	2	2		2		
合計	503	145	344	44	13	7	2		52	41	8	242	111	11	31	37	14		12	45	

7 ケアプラン点検

1 目的

介護支援専門員がケアマネジメントの一連のプロセスを振り返り、自立支援に資するケアプランとなっているか「気づき」を促すことで、適切な給付を支援することを目的としています。

2 令和8年度ケアプラン点検

(1) ケアプラン点検の実施対象

全事業所

(2) 実施方法

令和6・7年度にケアプラン点検を実施したことがない介護支援専門員、居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン点検対象事業所、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検対象事業所に該当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して実施します。

対象とするケアプランは次のとおりです。

ア 初回加算を算定しているプラン

イ 市が指定した被保険者のプラン（要介護認定時の状態と照らし、サービス内容に疑義が生じる利用者のケアプラン等）

3 令和7年度ケアプラン点検件数

(1) 点検実件数

71件（※適正 36件、要改善 34件、再提出 1件）

(2) 適正な事業所の割合

50.7%

4 令和7年度の主な指摘事項

（詳細は、市ホームページ【ID 1022335】を確認してください。）

アセスメント	・課題分析標準項目(23項目)に沿って情報収集し、把握した情報を漏れなく具体的に記載すること ・追記部分は、色を変えたり、追記日を記入する等明確にすること ・家屋見取図を具体的に記載すること (段差や手すりの取付場所、本人の動線や危険箇所等) ・プランに位置付けたサービスはアセスメントで導き出されたものであること（福祉用具貸与の同一品目複数貸与の必要性、個別に算定する加算の必要性等） ・各項目について情報を整理し、課題を抽出すること
--------	--

第1表	・利用者及び家族の意向を踏まえて課題を明確に記載し、かつアセスメントで抽出された課題との整合性を確認すること ・ケアチームとしての支援方針を具体的に記載すること ・緊急時の定義、対応、連絡方法について記載し、ケアチームで共有すること ・生活援助中心型を算定している場合は、該当する理由に○をつけること
第2表	・課題（ニーズ）はアセスメントから導き出されるものであること ・課題（ニーズ）、長期目標、短期目標の整合性を図ること ・数値化可能な目標は数値化に努めること（達成状況評価の観点） ・短期目標は長期目標を達成するための段階的な目標であることを意識し、具体的な内容を記載すること。 ・目標期間は画一的な設定とせず、利用者の状態を考慮したうえで適切な期間を設定すること ・援助内容は利用するサービスだけでなく、利用者のセルフケアや家族等の支援、自費サービス等についても記載すること ・サービス等の利用頻度は「必要時、随時」といった表現は避け、可能な限り具体的に記載すること ・個別に算定している加算については、加算項目に関わるサービス内容を具体的に記載すること ・利用者が希望していない等、必要性はあるものの利用していないサービスは2表に記載せず1表等に必要性や利用者の意向等を記載すること
第3表	・1日単位、1週間単位、月単位の利用者の生活を介護サービス利用以外の部分も共有できるようにすること ・第2表や利用票との整合性を確認すること

5 令和7年度ケアプラン点検に係るアンケート結果について（回収率 98%）

(1) 今回のケアプラン点検は役に立ちましたか。（1 つ〇をつけて回答）

1 役に立った	94%
2 どちらかと言えば役に立った	5%
3 どちらかと言えば役に立たなかった	1%
4 役に立たなかった	0%
5 その他	0%

(2) (1)で〇をつけた項目について、そう思われる理由にあてはまるものに〇をつけてください。（複数回答可）

1 自分の課題に気づくことができた	87%
2 疑問や悩みが解消された	35%
3 助言内容が納得できなかった	2%
4 具体的に改善すべき項目が理解できなかった	0%
5 その他	3%

(3) 点検で得られた気づき等は、プラン作成業務に生かせそうですか。（1 つ〇をつけて回答）

1 生かせる	89%
2 どちらかと言えば生かせる	11%
3 どちらかと言えば生かせない	0%
4 生かせない	0%
5 その他	0%

(4) ケアプラン点検について御意見など御自由にお書きください。

- ・アセスメントの具体的な記載が不足していることに気づきました。
- ・アセスメントは根拠に基づいて記入することや短期目標を具体的に記載することを改めて教えていただき、今後の支援に生かしたいと思いました。
- ・自立支援に向けたアセスメントに対してプランへ反映できていない部分がありましたので、今後アセスメントとプランをもっと整合性のとれた形にしていきたいと思いました。
- ・インフォーマルなサービスについて記入がもれている部分に気づけた。きちんと把握できていなかったことに気付いて今後役に立つと思います。
- ・ケアプランの作成はどうしても状態の同じような利用者に対しては、以前のプラン(他の人の)と同様になりがちですが、いろいろな視点をいただくことで今後の作業が少しでもスムーズにできると思いました。
- ・どこに何を記載したらよいかよく理解できました。気付いているのに書けていない内容が多いのが整理できました。

8 災害対応

1 介護施設・事業所等における災害時情報共有システム

災害時に介護施設・事業所の被災状況、稼働状況など災害に関わる情報を国と地方自治体で把握・共有し、迅速かつ適切な支援を行うため、災害が発生し介護施設・事業所が被災した場合は、「災害時情報共有システム」により被災状況の報告をお願いします。報告手順を含めた対応について確認し、被災時においては、速やかに報告をお願いします。

（詳細は、市ホームページ【ID 1027879】を確認してください。）

また、自然災害及び感染症危機の発生時等における介護施設等への支援方策の検討をより有効に行う観点から、令和7年度末から介護施設等災害時情報共有システムに災害備蓄物資や感染症対策のための物資等の備蓄状況を把握するための報告機能を追加し運用が開始されました。報告の対象となる介護施設等におかれましては、本機能を活用した物資等の備蓄状況等の報告に対する協力をお願いします。

○介護保険最新情報 Vol.1494「介護施設・事業所等における災害時情報共有システムに係る平時における物資の備蓄状況等報告機能の追加について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001690439.pdf>

2 安全行動（シェイクアウト）訓練

当市では、総合防災訓練（令和8年度は、11月1日（日）午前9時から午前11時30分まで開催予定）の実施にあたり、大きな地震から身を守る市内一斉の「安全行動（シェイクアウト）」訓練を行います。この訓練は、大地震が発生したと想定し、「まず低く」「頭を守り」「動かない」という「安全行動1・2・3」を実行する訓練です。

この訓練は、総合防災訓練の会場に限らず、春日井市安全安心情報ネットワークへ加入又は市公式LINE「防災・防犯・交通安全」セグメントに登録していただくことで、「そのときあなたがいる場所」で訓練に参加することができます。訓練時間は3分程度（11月1日（日）午前9時頃開始予定）です。訓練方法は春日井市安全安心情報ネットワークへ加入又は市公式LINE「防災・防犯・交通安全」セグメントに登録した人に「訓練開始」のメールを送信しますので、受信したら「安全行動1・2・3」を実行し訓練に参加してください。

安全行動（シェイクアウト）は、地震から身を守る行動を一斉に実施することによって、日頃の防災対策を確認するきっかけづくりとすることを目的に行っております。是非、御参加ください。

詳細は次の市ホームページを確認してください。

- ・ 総合防災訓練について 【ID 1034727 ※】
 - ・ 安全行動（シェイクアウト）訓練 【ID 1004227 ※】
 - ・ 春日井市安全安心情報ネットワーク 【ID 1001490】
 - ・ 春日井市公式 LINE 【ID 1006997】
- ※ 後日ホームページを公開予定

9 介護サービス情報の公表

1 目的

介護サービスの利用者等が公表されたサービス事業者の情報を比較検討することにより、利用者等の主体的な事業者の選定を可能にすることを目的としています。

また、情報公開をすること等により事業者のサービスの質の向上への効果が期待されています。なお、事業者には介護保険法第115条の35第1項の規定により報告が義務付けられています。

2 対象となるサービス事業者

次のいずれかに該当する事業者が対象になります（介護予防支援は対象外）。

- (1) 令和7年12月までに指定を受けた事業所で令和7年1月から12月までの介護報酬額が100万円を超える事業所
- (2) 令和8年1月から12月までの新規指定事業所

3 公表（報告）内容

公表する介護サービス情報は、介護保険法施行規則第140条の45で規定されています。その内容は、概ね次のとおりです。

- (1) 基本情報：事業所の名称、所在地、連絡先、利用者数、職員配置等
- (2) 運営情報：介護サービスの内容、事業所の運営状況、財務諸表等※
- (3) 独自項目：介護サービスの質、介護サービスに従事する従業者に関する情報等
(公表は任意)

※ 令和6年度から情報公表システムへの財務諸表等の報告が必須になりました。

4 報告の方法

報告期間中（令和8年8月中（予定））に愛知県ホームページから報告ください。

○愛知県ホームページ『介護サービス情報の公表について』

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/kaigo-zyouhoukouhyou.html>

報告しない場合は、期間を定めた報告命令を実施。従わない場合は、事業者等の指定取り消し又は期間を定めた指定等の効力停止処分等となる場合があります。

（介護保険法第115条の35第4項、第6項及び第7項の規定による。）

5 問い合わせ先

愛知県福祉局高齢福祉課 介護保険指導第一グループ 情報公表担当

電 話：052-954-6479（平日午前9時30分～正午、午後1時～午後4時）

メール：kaigo-shitei@pref.aichi.lg.jp

10 研修・講習会のお知らせ

介護サービスの管理者等には基準で定められた研修・講習会の受講及び修了が義務付けられています。

当市では、各研修・講習会の内容を市ホームページ【ID 1016912】で周知しますので、適宜確認をお願いします。愛知県社会福祉協議会ホームページにおいても研修の案内が掲載されていますので併せて御確認ください。

なお、年間の研修及び講習会の開催数と人数は限られていますので、早目に申込みをしてください。

【主に掲載する研修・講習会】

研修名	受講を必要とする職種や加算
① 認知症介護実践者研修	認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者及び③⑤の研修を受講する者【必須】
② 認知症介護指導者養成研修	認知症専門ケア加算、認知症加算【必須】
③ 認知症対応型サービス事業管理者研修	認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の管理者【必須】
④ 認知症対応型サービス事業開設者研修	小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の代表者【必須】
⑤ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の計画作成担当者【必須】
⑥ 介護支援専門員実務研修	介護支援専門員実務研修受講試験合格者

○愛知県社会福祉協議会ホームページ

<https://www.aichi-fukushi.or.jp/training.html>

○愛知県ホームページ「介護支援専門員の研修制度について」

<https://www.pref.aichi.jp/site/aichi-caremanager/care-manager-kensyuu.html>

11 外国人の方のための学習用コンテンツ等について

1 外国人の方のための学習用コンテンツ・テキストについて

厚生労働省のホームページでは、介護分野で働く外国人の方のために、次の学習用コンテンツ・テキスト（英語、ビルマ語、中国語を始め10言語以上に翻訳）を公開しています。用途に応じ効果的な学習に役立ててください。

○厚生労働省ホームページ

「介護分野で働く外国人の方のための学習用コンテンツ・テキストについて」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28131.html

(1) 「にほんごをまなぼう」

「にほんごをまなぼう」は、日本語を学び、日本の介護現場で働く外国人の方々が自律的に学習に取り組むためのWEBコンテンツであり、日本語能力試験のN3程度合格や特定技能評価試験対策などを目的とした学習支援ツールです。日本語学習や日本の介護に関心のある方であれば誰でも無料で利用できます。

(2) 「介護の特定技能評価試験学習用テキスト」

介護分野の在留資格「特定技能」の介護特定技能評価試験の合格を目指して知識を習得するための学習用テキストです。

(3) その他教材

その他次の学習用コンテンツ・テキストが公開されています。

ア 外国人のための介護福祉専門用語集

外国人の方が介護現場で働くときに使う、介護福祉分野の専門用語を学ぶための教材です。

イ 外国人のための介護福祉士国家試験一問一答

日本の国家試験である介護福祉士試験の合格を目指す外国人の方向けの教材です。

ウ 「介護の日本語」テキスト

介護分野の技能実習生などが、介護の基本的なことばや声かけ表現などの日本語を学ぶための教材です。

2 外国人介護人材のための介護福祉士国家資格取得支援講座

令和7年度に公益社団法人日本介護福祉士会が外国人介護人材の介護福祉士資格の取得を促進するため、令和7、8年度の国家試験受験予定である外国人介護人材に対して、講義（座学、録画放映）及び演習（国試模試、グループワーク）等を行う、「外国人介護人材のための介護福祉士国家資格取得支援講座」が開催されました（集合形式の講座、オンライン講座の開催）。本年度も引き続き当該講座を開催予定とのことです。

○公益社団法人日本介護福祉士会ホームページ

「講座・講習（厚生労働省補助事業）」

<https://www.jaccw.or.jp/projects/kokusai>

12 要介護・要支援認定更新申請開始日の受付手順

当市では、更新申請の開始日に限り、事業所を受付する順番を抽選で決めています。
抽選に参加をする場合には、**毎月15日午前8時30分から18日午後5時15分までに**、「抽選申込書」をメール又はFAXのいずれかの方法で提出してください。

春日井市 健康福祉部 介護・高齢福祉課 認定担当宛

メール：kaigo@city.kasugai.lg.jp FAX：0568-84-5764

- ※ 抽選申込をしていない事業所は、抽選申込をした事業所以降の順番になります。
- ※ 必ず抽選申込に参加しなければならないものではありません。
- ※ 8月受付（9月の更新認定申請開始日）に限り、夏季休暇を考慮して、受付期間を15日から20日までとします。

また、開始日については、申請を受け付けた方の要介護認定等申請受理通知書及び資格者証を翌営業日以降に窓口でお渡し又は郵送しており、それにあたり「要介護・要支援認定申請 提出一覧表」の添付をお願いしています（こちらは抽選に参加しない事業所も添付してください。）。

なお、要介護認定等申請受理通知書及び資格者証を窓口でお渡しする場合は、更新初日の翌営業日から起算して3営業日以内に受け取りに来てください。受け取りに來られない場合は、郵送にてお送りさせていただきます。

窓口混雑緩和のため、引き続きできるかぎり事前の郵送申請をお願いします。

（詳細は、市ホームページ【ID 1016162】を確認してください。）

13 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

低所得者で特に生計が困難な方に対し、社会福祉法人等が提供する介護サービスについて、介護サービス費（１割分）、食費、居住費（滞在費）及び宿泊費が軽減される場合があります。

1 対象者

(1) 生活保護受給者

(2) 世帯全員が市民税非課税で、次の要件全てを満たす方

ア 年間収入が単身世帯で150万円(世帯員１人増えるごとに50万円加算)以下

イ 預貯金等の額が単身世帯で350万円（世帯員１人増えるごとに100万円加算）以下

ウ 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない

エ 負担能力のある親族等に扶養されていない

オ 介護保険料を滞納していない

2 対象となるサービス

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護※、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護※、小規模多機能型居宅介護※、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業、第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（※は介護予防サービスを含む）

14 介護保険施設における負担限度額認定（特定入所者介護（予防）サービス費）

介護保険施設や短期入所生活介護を利用する方の食費・居住費について、低所得の方への助成（補足給付）を行っています。

世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が市民税非課税の場合が対象です。課税の配偶者がいる場合、世帯分離や施設へ住所を移しても認定されませんので御注意ください。

預貯金等に関する申告では、普通預金、定期預金、株式等の資産状況について申告いただき、一定額を超えた場合は認定されません。虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合、返還していただくことがあります。

<このページについての問い合わせ先>

春日井市 健康福祉部 介護・高齢福祉課 高齢サービス担当

電話：0568-85-6182

15 かすがいねっと連絡帳の利活用

1 目的

医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、地域の医療・介護の関係機関と協力して、在宅医療と介護を一体的に提供するための連携づくりを進めています。

そのため、医療と介護の関係者が利用できる情報共有システムとして、「かすがいねっと連絡帳」を運用しています。

2 対象となるサービス事業者

医療法における医療提供施設及び介護保険法における居宅サービス等提供施設。

3 利用及び登録

次の外部リンク先ポータルサイトをご確認ください。

○かすがいねっと連絡帳

<https://ptl.iij-renrakucho.jp/kasugai/>

4 問い合わせ先

春日井市健康福祉部地域共生推進課地域支援担当

電 話：0568-85-6187（平日午前8時30分～午後5時15分）

F A X：0568-84-5764

メール：chiiki@city.kasugai.lg.jp

令和８年度介護サービス事業者講習会

編集・発行 春日井市 健康福祉部 介護・高齢福祉課

〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町５丁目44番地

電話：0568-85-6921 FAX：0568-84-5764

HP：https://www.city.kasugai.lg.jp/

E-mail：kaigo@city.kasugai.lg.jp